

**営業時間短縮要請【飲食店】（5月8日（土）～6月13日（日））
に係る協力金の申請受付を6月28日（月）から開始します**

県では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、令和3年5月8日（土）から6月13日（日）までの間、飲食店等の皆様へ新型コロナウイルス感染症等特別措置法第24条第9項及び同法第31条の6第1項に基づく営業時間の短縮等を要請しました。

本要請に係る飲食店の皆様への協力金の申請受付を6月28日（月）から開始します。

なお、6月14日（月）から6月20日（日）までの間の要請に伴う協力金の申請受付については、決定次第、県ホームページ等でお知らせします。

1 申請受付期間

令和3年6月28日（月）～8月6日（金）

2 申請方法等

(1) オンライン

- ・ポータルサイト (https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00013.html)
から申し込み（6月28日（月）午後1時受付開始）



(2) 郵送

- ・簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で、以下申請先へ郵送
（8月6日（金）消印有効）

（申請先）

〒371-0847

前橋市大友町3-24-1 ホテル123前橋マーキュリー
「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金 事務局」あて

(3) 申請書配布期間・配布場所

- ・配布期間：令和3年6月21日（月）～8月6日（金）
- ・配布場所：各行政県税事務所、市役所・町村役場、商工会議所・商工会

3 相談窓口【飲食店・大規模施設等】（電話対応のみ）

名称：群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日・土日祝日）

電話：0570-077-370